

「支援の会」にご参加を！

年20ミリシーベルトという避難基準、および社会的合意のない帰還促進政策に対して、南相馬のみなさんとともにたたかきましょう。

「年20ミリシーベルトは公衆の被ばく限度の20倍。国際的に見ても、あまりに高すぎる。私たちはずっと解除に反対をしてきた。その声を聞いて判断するのが民主主義のはず」

「今、我々が立ち上がらなければ、将来、子や孫に健康被害が起こったとき顔向けができない」

4月17日、年20ミリシーベルトを基準とした避難勧奨地点の解除は違法だとして、福島県南相馬市の住民132世帯534人が、国を相手取り、解除の取消しを求めて東京地裁に提訴しました。

ICRPなど国際的な勧告では、公衆の被ばく限度は年1ミリシーベルトとされ、日本の法令もこれを取り入れてきました。訓練された職業人しか立ち入りのできない放射線管理区域も3ヶ月で1.3ミリシーベルトです（年に換算すると5.2ミリシーベルト）。避難指示および解除の基準の年20ミリシーベルトはあまりに高い基準です。

解除されてから3ヶ月後に、賠償も打ち切られてしまうため、避難の継続を希望する住民の中には、経済的な理由から帰還をせざるをえない人もでてきます。

今回の提訴は、避難指示または勧奨の解除に関して、はじめて司法の場で争うものです。

この訴訟を応援し、訴訟の意義を全国に伝えるために、「支援の会」が立ち上がりました。ぜひサポーターや会員になっていただければ幸いです。



～入会方法～

- ① 裏面の申込み用紙にご記入の上、ファックスまたは郵送でご送付ください。または、オンラインでお申込みください。
- ② 会費またはサポーター費をお支払いください。

<郵便振替口座>

口座記号番号：00190-8-696119

口座名称：20ミリ撤回訴訟の会

<銀行から>

店番：〇一九（ゼロイチキュウ）店

預金種目：当座 口座番号：0696119

南相馬・避難20ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会

住所〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9

FoE Japan 気付

Tel：03-6909-5983 Fax：03-6909-5986 携帯：090-6142-1807

[info.minamis@gmail.com](mailto:info.minamis@gmail.com)

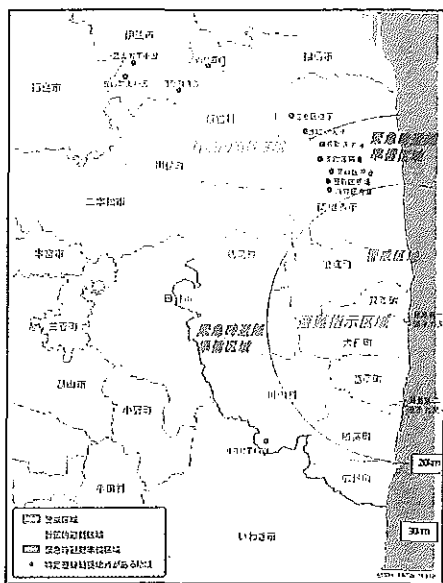
## 特定避難勧奨地点とは？

警戒区域や計画的避難区域外で、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される世帯を、原子力災害対策本部が指定しました。

南相馬市・伊達市・川内村の一部世帯が対象になり、指定時期により政府の換算式を用いて、3.0～3.2マイクロシーベルト/時が基準となりました。

南相馬市では、2011年7月、8月、11月に指定され、右図の152世帯が対象になりました。そのほとんどが、子どもや妊婦のいる世帯でした。しかし、以下のような問題がありました。

- ・ 指定時期が遅すぎた
- ・ 指定基準が年20ミリシーベルトと高かった
- ・ 世帯ごとの指定であったため、地域の分断を招いた
- ・ 空間線量率という測定によって触れ幅の大きい不安定な指標のみで判断した
- ・ 玄関と庭先の2箇所のみであった



## 解除の一定期間後、賠償打ち切り

解除後、一定期間後には賠償も打ち切られてしまいます（特定避難勧奨地点の場合は3ヶ月）。避難している人たちにとっては、賠償の打ち切りにより、経済的な理由で避難が困難になります。帰還の強要にも等しいのです。

## なぜ、年20ミリシーベルトが問題？

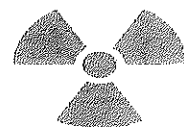
放射線による低線量被ばくの影響は、「被ばく量がこれ以下であれば安全」という値が存在せず、また被ばく量に応じて健康リスクが高まる、すなわち「閾（しきい）値なしの線形モデル」が国際的な定説です。

ICRP（国際放射線防護委員会）による勧告、

また、原子炉等規制法など日本の国内法令による公衆の年間の線量限度は1ミリシーベルトです。また、放射線管理区域は年5.2ミリシーベルト相当です。

放射性管理区域は、労働法規により、18才未満の労働や子どもを含む一般人の立ち入りは禁じられ、厳格な放射線管理が行われ、事前に訓練を受けた者だけが立ち入ることのできる区域です（右図）。

管理区域  
（使用施設）



許可なくして  
立ち入りを禁ず

放射線管理区域は、  
年換算5.2mSv

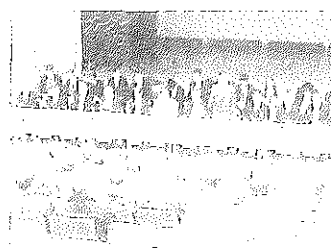
原子力発電所等の労働者がガンや白血病で亡くなった場合の労災認定基準は、年5ミリシーベルトからと定められています。過去35年で10人が累積被ばく線量などに基づき労災が認定されており、累積被ばく線量5.2ミリシーベルトで認定された事例もあります。

## 住民の声は聞かれなかったのか？

避難指示・勧奨の解除にあたっては、住民からたくさん疑問の声や反対の声があがりました。伊達市においては、特定避難勧奨地点の解除にあたっては、住民への説明会すら開かれませんでした。田村市都路においても、多くの住民が時期尚早の声をあげたのですが、押し切られてしまいました。南相馬における住民の反対の声はとりわけ強く明確なものでした。昨年12月21日に開催された住民説明会（写真右）では、以下の声が相次ぎました。

「家の中でも空間線量率は非常に高い。こんな環境に子どもを帰せない」「ストロンチウムやプルトニウムなども飛散している可能性がある」  
「いくら除染しても、農地や山林から線量がくる」

しかし、高木経済産業副大臣は、「川内や伊達との公平性を保つ」「積算線量20ミリシーベルトを下回っており、健康への影響は考えられない」とし、指定解除を決定したのです。



# 「南相馬の地点解除訴訟（20ミリ基準撤回訴訟）」に たくさんの方から応援メッセージをいただきました



**命**より経済が優先された結果、あの事故が起きたのだと思う。そして今、また同じように、命より経済が優先されようとしている。声を上げてくれた南相馬の人々に、私たちは寄り添い、学び、そしてその声をもっともっと広めていく義務がある。命を軽んじていい人など、当たり前だが一人もいない。  
(雨宮処凛さん/作家・活動家)

**私**たち一人ひとりには、安全な環境で安心して暮らしを営む権利があり、政府にはそのことを保障する義務があります。しかし、国策により推進された原発が引き起こした事故により、福島の大な地域に暮らす人々の「安全」と「安心」が破壊されました。いま政府がすべきことは、避難を余儀なくされた住民一人ひとりにとっての「安全」と「安心」を保障する政策であって、政府が一方向的に定義した「安全」を押しつけることではありません。南相馬の皆様の声が政治に、社会に届くよう応援いたします。  
(稲葉剛さん/認定 NPO 法人自立生活サポートセンター・もやい)



**南**相馬市の勇気ある人々の提訴を心から支持します。「年間 20 ミリシーベルトでも安全」という国の欺瞞に、大きな憤りを感じさせられます。国の避難推奨解除政策とは、補償金の切り捨てばかりではありません。原発過酷事故の記憶の風化を図り、再稼働をすすめるための不安の地ならしでもあります。国も解除策は、日本国憲法第 25 条に高らかに謳われてある、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の剥奪でもあります。人間ひとりひとりの人格権よりも、国の原子力政策と産業の利益を優先し、企業の責任を曖昧にするこの野蛮な政策を、福島の地で批判する提訴に踏み切った人たちに、勇気を与えられます。いま生活に苦闘しているひとたちと将来の子どもたちの健康といのちを守るために、裁判闘争に立ち上がったひとたちの勝利を確信しています。  
(鎌田慧さん/ルポライター)



**原**子力発電所は安全で、大きな事故など決して起きないと言ってきた政府や電力会社は、福島第一原子力発電所の事故があっても、誰一人として責任を取っていませんし、処罰もされていません。そして、彼らは、放射線業務従事者に対して初めて許した年間 20 ミリシーベルトという被ばく限度を、子どもを含めた一般の人々に適用するとしています。事故に一切の責任がない子どもたち、そして放射線感受性の高い子どもたちを被曝から守ることは大人としての最低限の責任です。  
(小出裕章さん/元京都大学原子炉実験所助教)



**当**然でもありでもとても勇気ある行動だと思います。改めて敬意を表します。私たちはただ普通の暮らしをしたいだけなんです。しかし、当然で、当たり前なのが、出来ない許されないのが今の福島です。リスクの誤魔化しで作ってしまった原発が起こしてしまった事故なんですから、歪みしか出てきません。事故後の福島に住む私たちの安全の基準さえ蓋を開けてみると二重三重の矛盾したものでした。同じ事故での対応が何故場所が違くと基準さえ違うのでしょうか。同じ国の同じ日本人なのに。おかしな話です。それさえ当事者である住民は知らないことが多いのです。同じ県内でも、市内町内でも避難基準、除染基準、方法さえ違うのです。このことに矛盾を感じませんか。自然環境が違うからという理由だけでは済まされません。南相馬での特定勧奨地点の指定方法さえ矛盾だらけでした。何処かで線引きは必要なのでしょうけど、このような線引きは「切り捨て」でしかありません。無論、避難解除はもっと矛盾しています。人権軽視です。これからどんどん避難解除されてくる地域が出てくるでしょう。理不尽な前例を多く作ってはなりません。ちゃんと調べもしないで前例だけで解除理由にしていきたいと思います。これは福島だけの問題ではなく次は自分の身に降りかかってくると思った方がいいでしょう。まず、この原発事故に対して NO!! と突きつけましょう！私も一緒に頑張ります。  
(島明美さん/福島県伊達市在住)

**白**血病を発症した原発労働者の労災認定基準は年間 5 ミリシーベルトである。なのに国は福島の人に「赤ちゃんも妊婦も、年間 20 ミリ以下なら大丈夫。帰還しろ」と言っている。どう考えてもおかしいでしょう。日本は一体いつから、「赤ちゃんや妊婦も含め、放射線管理区域に住んでもよい国」になったのだろうか。本来ならば「一般の人の立ち入りが禁止」で、「水を飲んでも食事をしてダメ」な区域で、なぜ「毎日生活しても大丈夫」といえるのだろうか。それに抗うのは当然です。みなさんの訴訟活動を心から応援します。  
(想田和弘さん/映画作家)



**今**回の避難勧奨地点解除は、原発災害による住民の被害を、なし崩し的になかったことにしようとするものです。問題はなにひとつ解決していないのに、「指定の解除」という筆先の変更ひとつで解決したかのごまかす、という手口です。原発再開へ向けた幕引きのためには住民の生命はどうでもいい、ということで、これが認められるならば、日本は人がまともに住める国ではなくなってしまいます。住民の方々の提訴を、心から支援します。  
(竹信三恵子さん/ジャーナリスト、和光大教授)

**汚**染地なのに避難の指定を解除しようとする政府案に、訴訟してくださいと皆様へ感謝します。野草が摘めなくなったように、すべてにお金が必要になりました。加えて『指定を解除すれば補償金を払わずにすむ』と考えたのではないのでしょうか。補償金がなくなると、汚染地に帰還せざるを得なくなる人も増えます。金のために命を切り捨ててる一端だと思います。セシウム 137 の半減期より短い指定解除は拙速です。反対の声を届けましょう。  
(田中優さん/環境活動家)





## 争責任から逃げ回る国

が起こした原発事故。その責任からも逃げ回る国の責任を問う裁判を、戦後70年の節目に始める意義は大きいと、原告、そしてその支援者となられる

皆さんに敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございます。世界からは、まるで日本の文化かと思われても仕方がない無責任体質にメスを入れることは、私とあなたの無責任、無関心にもメスを入れる重いものでしょう。でも、それに目を逸らさずに向き合いたいと思います。その機会を与えて下さったことにも感謝します。(豊田直巳さん/映画『遺言?原発さえないれば』共同監督 フォトジャーナリスト)

## 被害者全体が団結して、立ち上がろう！国は、

被害者の声をきかずに、20ミリシーベルトというまやかしの基準により、避難指示区域を次々と解除していくつもりです。飯舘村も明日はわが身です。避難の指定も、被害者を分断するものでした。分断に負けてはなりません。いまこそ被害者が連帯して、国と対峙していきましょう。南相馬のみなさんのたたかきを心から応援しています。(長谷川健一さん/飯舘村民救済申立団团长、飯舘村・酪農家)



## 私たちは原発事故が起きる前、「絶対に事故は起きない」と

騙され、事故が起きた後は「低線量被ばくによる健康への影響は少ない。被害は風評である」と誤魔化されているわけで、福島県民の命は国策を前に、羽よりも軽いのだと感じています。そんな中、被ばくを避ける権利を求めて立ち上がった南相馬の住民のみなさんは、私たちの希望です。賛同と、応援と、感謝を、熱烈に贈ります。

政府は、「放射能の高い場所だろうが気にせず帰還して、被ばくの影響など一切考えずに、何事もなかったかのように暮らさなさい」と住民たちに言うのです。「それが福島の復興だ」と言うのです。こんな理不尽で無慈悲な話があるのでしょうか。「安全な土地で、安心して暮らしたい」こんな当たり前前の願いが、当たり前前叶えられることをみなさんと共に願い、応援してまいります。「原発事故後の福島県民は毅然と立ち上がり、経済より命であると訴え、生きる権利を勝ち取った。原発再稼働と原発輸出の国策も止めた。そこから日本に、真の民主主義が始まった」と、後の世に語り継がれるようがんばりましょう。(人見やよいさん/郡山在住)



## 南相馬地点解除訴訟原告の皆さんの勇気ある提訴に心から敬意を表します。国が進める帰還政策は、

未だに放射線量の高い場所に次々と人々を帰そうとしています。避難区域や特定避難勧奨地点の解除は、賠償の打ち切りを意味します。帰る人には優遇措置があり、帰らない人には無いという露骨な方針が人々の尊厳を傷つけ、分断を生みます。また、帰還政策は「放射能安全プロパガンダ」と結びつき事故の風化を促しています。そのような中で、子どもの命と健康を守りたい、住民の声を聞いてほしい、自分の暮らしを立てる保障を打ち切らないでほしい、という極々当たり前前の要求を掲げ、毅然と声をあげた皆さまの勇気は本当に素晴らしいものだと思います。残念ながら私たちの国は、被害者を救おうとはせず、事故を大したものではないとし、ばらまかれた放射能を軽視し、責任を取ろうとはしていません。それどころか原発を再び推進しようとしています。若者や子どもたちやこれから生まれてくる世代の未来を少しでも明るいものにするために、あらゆる命が尊重される社会を創るために、力を合わせ共に歩んで行きましょう。(武藤類子さん/福島原発訴訟団团长)

## 国際原子力マフィアがチェルノブイリ事故から学んだ教訓は①情報隠し、②住民を避難させない、でした。事故直後から福島は彼らの餌食にされてきました。「除染したから帰還だ！賠償は終了！もう福島は終わった。原発再稼働、原発輸出」で住民は引き上げられた年間20ミリシーベルトの被曝を強いられ、命と暮らしを破壊されています。人権と命とふるさとを取り戻すまでがんばりましょう。(森住卓さん/写真家)



政府は、原発事故の賠償を打ち切って、復興政策へとシフトしています。しかし、除染やインフラ復旧のような公共事業型の復興政策は、すべての被害者に「恩恵」が及ぶわけではありません。また、除染の効果も限定的で、元の線量に戻るわけではありません。被害は継続しています。川内村など、旧緊急時避難準備区域で賠償打ち切りを批判し、立ち上がった被害者なども連帯して、運動を進めていただくことを期待します。(除本理史さん/大阪市立大学大学院経営学研究科教授)

## 政府は、原発事故の賠償を打ち切って、復興政策へとシフトしています。しかし、除染やインフラ復旧のような公共事業型の復興政策は、

すべての被害者に「恩恵」が及ぶわけではありません。また、除染の効果も限定的で、元の線量に戻るわけではありません。被害は継続しています。川内村など、旧緊急時避難準備区域で賠償打ち切りを批判し、立ち上がった被害者なども連帯して、運動を進めていただくことを期待します。(除本理史さん/大阪市立大学大学院経営学研究科教授)



私は福島原発事故から5か月後に、妊娠中の妻と5歳になる長男を連れ、福島県郡山市から静岡県に自主避難した長谷川克己と申します。「南相馬20ミリ撤回訴訟」のお話を聞き、大きな勇気をいただきました。思えば、私たちは原発事故以降、数えきれないほどの理不尽を強いられてきました。その最大の要因は、国が事故前に法律に定めていた「年間追加被ばく線量1ミリシーベルト」を20倍に引き上げたことにあります。子供たちの未来を思えば、この理不尽を黙って見過ごせるはずもなく、私は力の限り声を挙げ続けていく道を選びました。また、このたび国と福島県を相手取った「子ども脱被ばく裁判」の原告として、福島県在住の方々、福島から避難した方々、総勢百数十名と共に声を上げていくことになりました。南相馬の皆様方ともしっかりと繋がりながら、この国の理不尽に怯むことなく、子供たちの未来を開いていきたいと思ひます。皆様の勇気に心より敬意と感謝を申し上げます。(長谷川克己さん/郡山から静岡県に避難)



南相馬の地点解除訴訟の原告の皆様。声を挙げて下さいまして本当にありがとうございます。伊達市が避難勧奨地点の突然の解除から2年半が経とうとしております。解除されても現在も避難を継続しておりますが、子どものため、自力で生活再建をしようと何とか頑張っておりますが、突然の解除により何の支援も援助も受けることが出来ず生活再建どころでは無いのが現状です。年間20ミリに引き上げられたままの解除。これでは、未来ある子どもを守れません。解除はあり得ないのです。一緒に声を挙げさせていただきます。(宮野美成子さん/伊達市在住)



## 財政コスト削減と原発維持のため

住民に被ばくの受忍を迫る国の非道に対し、20ミリ撤回訴訟に立ち上がった南相馬のみなさんを応援します。過酷事故のリスクを無視・軽視して未曾有の放射能汚染を招いた責任は歴代政権と電力会社にあり、本来だれ一人、その身代わりに追加被ばくを強いられることがあってはならないと思います。(星川淳さん/作家・翻訳家)



責任は歴代政権と電力会社にあり、本来だれ一人、その身代わりに追加被ばくを強いられることがあってはならないと思います。(星川淳さん/作家・翻訳家)

## 南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会 規約

### 第1条（名 称）

この会は「南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟支援の会」（略称：20 ミリ撤回訴訟の会）という。

### 第2条（目 的）

この会は、「南相馬・地点解除訴訟」（以下、南相馬・避難 20 ミリシーベルト基準撤回訴訟、2015年4月17日東京地方裁判所に提訴）を支援し、訴訟の持つ意義への理解を広めることを目的とする。

### 第3条（事務所）

この会の事務所は、下記の住所に置く。

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9 FoE Japan 気付

### 第4条（役 員）

この会に次の役員をおく。

代表世話人  
世話人  
運営委員  
会計  
会計監査

2. 役員の任期は就任年の翌々年の3月31日までとする。
3. 役員の任免は、世話人会の合議により決定する。
4. 会設立時の役員は、別紙のとおりとする。

### 第5条（世話人会）

世話人会は、世話人によって構成される。

2. 会の活動内容について審議し、決定する。世話人会の開催は電子メール及びインターネット電話による会議をもってかえることもできる。
3. 世話人会は重要と判断した事項の審議を行うため、運営委員会を開催することができる。
4. 会の活動報告および会計について年次報告書を作成し、会員に対して報告を行う。

### 第6条（運営委員・運営委員会）

1. 運営委員は会の運営を行う。
2. 運営委員会は、世話人会が重要と判断した事項の審議を行い、決定する。会の開催は電子メール及びインターネット電話による会議をもってかえることもできる。

### 第7条（会 員）

本会の目的に賛同し、本会の活動を支えるために、会員を募集する。

2. 会員は、年会費として個人会員3,000円、団体会員5,000円を納付した個人・団体とする。
3. 会員は、世話人会・運営委員会に対して意見を述べることもできる。

### 第8条（サポーター）

本会の目的に賛同し、本会の活動を支えるために、サポーターを募集する。

2. サポーターは、サポーター費として個人・団体ともに1口につき1,000円を納付した個人・団体とする。

### 第9条（会 計）

この会は、会費、サポーター費および寄付金等及び販売事業その他の収入によって運営する。そ

の管理については会計が行い、年に1回、会計監査の監査を受ける。会計年度は4月1日から3月31日までとする。

第10条（改正）

この規約は、運営委員会の過半数の同意をもって改正することができる。

第11条（施行日）

この規約は、2015年5月9日より施行する。

（別紙）

代表世話人：坂本建

世話人：青木一政、阪上武、坂本建、島明美、満田夏花、矢野恵理子 他1名

事務局長：満田夏花

運営委員：

青木一政（ちくりん舎）

宇野朗子（福島市から京都府に避難）

金井直子（檜葉町からいわき市に避難）

阪上武（福島老朽原発を考える会）

坂本建（Hsink 避難・支援ネットかながわ）

坂本有希（東京在住）

七戸わこ（東京在住）

島明美（伊達市在住）

菅野美成子（伊達市在住）

長谷川健一（飯館村）

人見やよい（郡山市在住）

満田夏花（FoE Japan）

矢野恵理子（福島ぽかぽかプロジェクト）

その他 1名

会計：七戸わこ

会計監査：

アドバイザー：若干名（適宜依頼）

## 「帰還の強要」撤回を求め534人提訴-南相馬特定避難解除

東京電力福島第一原発事故で局地的に放射線量が高くなった「特定避難勧奨地点」の解除をめぐり、福島県南相馬市の住民らが17日、国の指定解除は違法だとして、解除取り消しと慰謝料を求めて東京地裁に提訴した。年間20ミリシーベルトという国が定めた避難基準が果たして妥当なのか。その正当性を問う初の訴訟になる。

提訴したのは、南相馬市の原町区片倉、馬場、押釜、高倉、大谷、大原、檜原、上栃窪の8つの行政区の住民132世帯の534人。解除された地点でも放射線量は十分に下がっておらず、帰還すれば放射線による健康影響を受けながらの生活を強いられると主張し、1人あたり10万円の慰謝料を求めた。

### 指定解除は事実上の帰還の強要

菅野秀一さんは「国は去年12月28日に解除との通告があった。しかし解除になっても、現実的に、若い人たちはひとりも帰っていない。解除前と一緒です。」と、現在も8割の世帯が自宅に戻っていない状況を説明。指定解除は事実上、「帰還の強要」につながっているとの考えを示した。その上で、「農地の除染、屋敷林の除染は終わっておらず、どこの敷地にもホットスポット的に20ミリを超えるところはいくらでもある。こうした場所の再除染、追加除染をしっかりやった後、国が示している年間1ミリで解除すべき。」と年間20ミリシーベルトを基準にした解除を批判した。

さらに菅原さんは「今回の解除について、私たちは、時期尚早と何度も言ってきたが、私たちの話は一切聞いてもらえません。政府の一方的な考えで解除になった。私たちの国は民主主義であります。住民の声を聞くのが民主主義です。」と政府の姿勢を非難した。

### 放射線監理区域を押し付けるな

行政区長の藤原保正さんも住民の要望に対し、政府が一度も書面による回答をしなかった経緯を厳しく批判。そのことが裁判につながったとの説明した上で、「原発の労働者の放射能の基準



である、5年で100ミリシーベルトという値を、管理されない住民に押し付けようとしている。被ばくしている住民の命を守ってくれるのも国の務め。被ばくしてしまった福島県の人達のことを見捨てていいのか。」と語気を強めた。

さらに、新潟に避難している杉由美子さんは「子どもの将来の健康のことを考えると、解除されたから帰るのかというやっぱり戻りません。子どもたちは、家業である酪農に携わっていきたくて酪農を勉強していますが、健康被害がいつどうなるかという場所には戻って来れません。私も1ミリになってからの解除にして欲しい。」と目を潤めた。

国の原子力災害現地対策本部は、原告が提訴する直前の12時すぎに、東京地裁にある司法クラブと福島市にある福島県政クラブに対し、同裁判に対する7ページにわたる解説つきの見解をファックスで送付。「指定解除は、国際的・科学的知見を踏まえて定めた要件を確認している」「解除に当たっては、丁寧に住民の意見を得るべく、昨年10月と12月に計4回、住民説明会を行ったほか、高木本部長以下、国の職員による戸別訪問、線量不安に対する相談窓口の開設、敷地内の線量測定及び清掃などの取組を行っており、解除後もこうした取組を継続して行っている」との談話を発表した。

避難勧奨地点は年間20ミリシーベルトを上回る恐れのある地点を、世帯ごとに指定し、避難を勧奨する制度で、2011年6月以降、南相馬市、伊達市、川内村の計282世帯で指定され、昨年12月までにすべて解除された。